

ては國民學校及高等女學校に對して特に女子勞務員の趣旨を徹底せしむる爲特別の考慮を拂ふこと。本件實施の爲必要なる女子勤労者用物資、施設、資材等に付ては協力既存のものの活用を圖ると共にやむを得ざるものに付ては之が確保に付特別の考慮を爲すこと。

兵役法中改正の件その他兵役關係諸

法令の公布

戰局の苛烈化に伴ふ軍動員の擴充強化を主旨とし、第八十三常議會に於いて協賛を経たる兵役法中改正の件その他之と前後する一聯の兵役關係諸法令の骨子を示せば概ね以下の如くである。

兵役法中改正の件

(昭和十八年十月三十日)
法律第百四十九號

昭和二年四月一日公布法律第四十七號兵役法に規定せらるゝ第二國民兵役の期間延長を骨子とし、同法第九條第二項中「年齢十七年ヨリ四十年迄」とあるを「年齢十七年ヨリ年齢四十五年ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄」と改められた外、之に伴ふその他種々の改正が行はれた。

在學徵集延期臨時特例

(昭和十八年十月一日)
勅令第七百五十五號

兵役法第四十一條第四項の規定に依り當分の内在學の事由に因る徵集の延期は之を行はざる旨を定め、即日施行さることとなつた。

入營(召集)を延期すべき學校及入

營(召集)を延期すべき期間に關す

る件
(昭和十八年十一月十三日)
(陸軍省告示第五十四號)

特に入營(召集)を延期せらるべき學校として技術關係及び教育關係の諸學校が指定せられた。
徵兵適齡臨時特例 (昭和十八年十二月二十三日)
(勅令第九百三十九號)
兵役法第二十四條の二の規定に依り當分の内同法第二十三條第一項及第二十四條に規定する徵兵適齡を十九年に變更する旨公布せられた。

満洲國緊急農地造成計畫に對する協

力援助に關する件の閣議決定

日滿を通ずる食糧の絶対自給態勢確立の國策に則り、昭和十八年十一月二十二日の閣議は「満洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件」を附議決定、同日情報局より左の如く發表せられた。

因みに今回農地造成の對象となつてゐるのは、第二松花江の水力發電堰堤による人造湖を水源とする下流一帶及び東遼河下流に新規に水田を造成するとともに、既定の開發計畫のうち吉林省の鶴崗、蓮江口、太平鎮、東寧省の黑龍江、吉林省的新開河、飲馬河、岔路口、北安、龍江兩省にまたがる呼裕爾河、北安省の綏化、龍江省の甘南、錦州省の盤山、奉天省の康平の十二既著手開拓地造成計畫の繰り上げを含むもので、昭和二十年末を以つて之が完成を期するものである。

情 報 局 發 表

滿洲國においては、現情勢下における食糧基地としての使命のいよく加重せられたるに鑑み、進んで緊急農地造成計畫案を提議せられたのであるが、帝國政府においては欣然これを受入れ、本日の閣議において

満洲國農地造成計畫に對する本邦側の協力援助に關する件の決定をみたのである。即ちこれにより本計畫實施に要する資材、資金、技術等は本邦側より全面的に協力援助することとなり、もつて眞に日滿一體決戦下喚緊の要件たる食糧自給態勢確立強化のため相共に邁進することとなつた次第である。

大東亜相談

現下の食糧需給關係に鑑み、満洲國の食糧供給基地としての使命はますく重大性を加へ、今後満洲國における食糧の飛躍的増産に對しては多大の期待がかけられてゐるのである。満洲國政府においては、積極的にかかる要請に即應するため、從來採り來つた各般の施策を一段と徹底強化すると共に新に確實にして効率的な増産對策として割期的農地造成計畫を樹立し、日滿相協力これが達成を圖るため過般武部總務長官一行上京せられ、本邦側に對しこれを提案したのである。政府においては直ちに現地案に基き關係事務當局において検討を遂げたるところ、意見の一一致を見たる所もつて、本日閣議にこれを附議し本計畫に對する協力援助方に關し基本的方針を決定した次第である。今回緊急農地造成計畫は、明年事業に着手、明後昭和廿年完成、僅々二箇年の短日月を以て第二松花江地區及び東遼河地區において新たに水田を造成すると共に既定造成計畫地區の繩上を實施し、完成の曉にはその生産物は擧げてわが國に供出せられわが食糧需給に貢獻せんことを期するものである。しかしてこれが完成のためには、土地造成關係のみにて巨額の經費と延數千萬人の労働力を投じ、且つ相當量の資材、

機器並に技術を注入せねばならぬのであるが、帝國政府としては本事業の趣意並に效果に鑑み資金、資材、技術等各方面に亘り積極的に參畫協力し以てその達成を期すべく決意した次第である。本事業遂行のためには今後幾多困難なる事情が豫想せられるのであるが、これが完遂のためには日滿兩國益、その連繫を強化すると共に、關係各方面の深き理解と眞摯なる協力を切望する次第である。本計畫の實施により日滿を通ずる食糧の自給態勢は更に強化せらるゝこととなるのであつて決戦下沟に御同慶に堪へない。本計畫を積極的に提案せられたる滿洲國の好意に對しては茲に深甚の謝意を表する次第である。

大藏省の結婚出生保險並に修學保險

要綱の發表

大藏省に於いては昭和十八年九月、結婚出生保險並に修學保險に關する兩要綱を發表、保險會等にその實施を勧奨したが、單に國民財政増強の爲のみならず、人口政策的見地からもその趣旨内容には關心せらるゝところ極めて大きい。兩要綱の内容を擷ぐれば以下の如くである。

結婚出生保險要綱

第一、方針

大東亜共榮圈の中核たる皇國の責務を完遂せんが爲には我が國人的資源の擴充を圖るの要あり、之が方途として此の際結婚の時期を早め出生を増加せしむる施策を講ずること亦喫緊の要事と謂はざるべからず。仍

て保險の物質を活用し人口増殖の基幹たる結婚及出生を積極的に獎勵し、併せて國民財政增强の要請に資せんが爲左記要領に依る新種保險を創設實施せんとする。

第二、要領

本保險は主として父兄が其の子女の爲に子女を被保險者として保險に附するものにして、子女が一定年齢迄に結婚したるとき結婚と同時に結婚給付を、爾後保険期間満了迄の間に於て出生の實を擧げる毎に出生給付を爲す仕組とす。尙結婚前の死亡に對しても既拂込保険料に一定割合の利息を附して返還し、又満期の際に於ける生存子女數に比例して利益金の分配を行ふ等の考慮を爲せり。

第三、内容

(一) 被保險者の範囲及選擇

内地在住の内地人にして、男子に在りては零歳より廿五歳、女子に在りては零歳より廿一歳迄とし診査を行はず。

(二) 保險給付

(1) 結婚給付 (ア) 特定年齢 (男子に在りては廿六歳、女子に在りては廿二歳以下同じ) 遂に結婚したるときは結婚給付を爲し (ロ) 特定年齢に達したるも未婚のときは該保險契約は満了とし既拂込保險料のみを支拂ふ。

(2) 出生給付

結婚したる者にして、満期年齢 (男

子に在りては卅六歳、女子に在りては卅二歳以下同じ) に達する迄に子女を出生したるときは、其の都度結婚給付金額の二割に相當する金額を支拂ふ。

(3) 死亡給付 特定年齢前の未婚者の死亡に對しては、既拂込保險料に年三分五厘の複利を附したる金額を支拂ふ。

(三) 保險金額の單位

保險契約一件に付結婚給付の金額単位を五百圓とす。

(四) 保險料の拂込期間

保險料の拂込期間は被保險者の加入年齢に依り適宜之を定むるものとす。

(五) 利益又は剩餘金の分配

利益又は剩餘金は満期年齢に達したる者に對し、満期年齢時に於ける生存子女の數に準じ分配するものとす。

(六) 特定年齢及満期年齢の延長

入營、應召、其の他公務に服したるに因り、結婚又は結婚したるも同居する能はざる者に對し公の證明あるときは、特定年齢及満期年齢又は満期年齢を、結婚又は同居する能はざる期間に相當する期間を、結婚又は同居する能はざる期間に相當する期間延長するものとす。

(備考)

(1) 孫子及私生子は本保險の取扱に付ては嫡出子たる身分を取得したるとき出生したるものと看做すこと。

(2) 本保險の加入者が再婚したる場合に於て結婚給付金を重複して受領し得ざること。但し再婚後の出生に依て出生給付を受くるを得ること。